



JASDAQ

2020年7月30日

各 位

株式会社 大塚家具
代表取締役社長 大塚 久美子
(JASDAQ・コード番号8186)
問い合わせ先
取締役執行役員
経営管理本部長 狛 裕 樹
電話 03-5530-3770

当社株式の業績基準に係る猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出し、2016年12月期から2020年4月期(※1)まで4期連続で営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなったことから、本日の株式会社東京証券取引所からの発表のとおり、有価証券上場規程第604条の2第1項第2号に定める上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上場廃止に係る猶予期間入りに至った経緯

当社は創業以来、一人ひとりにとっての「上質な暮らし」を提供することを変わらぬ使命に、高級品・中級品を主軸とした世界中の優れた商品を、中間マージンを省いたリーズナブルな価格で、インテリアのコンサルティングサービスをはじめとした充実したサービスとともに提供することに注力してまいりました。

一方、当社を取り巻く環境は、家具市場と関連の深い新築住宅着工戸数の減少やインターネットの普及と進化等、急速に変化しています。それらに対応すべく、店舗面積の適正化を含む次世代店舗網の構築やインターネットの強化などの施策に取り組むこととあわせてスクラップアンドビルドによる賃借料の低減等の構造改革に取り組んでまいりましたが、2015年のプロキシファイトによるブランドイメージの低下やポジショニングイメージの混乱、そしてその修復に時間を要していることに加え、各施策への取り組みが遅れたことが入店件数や売上の低迷につながり、結果的に4期連続して営業利益及び営業キャッシュ・フローがマイナスの状況となりました。

2. 猶予期間

2020年5月1日 ～ 2022年4月30日(※2)

※1 決算月変更に伴い、2020年4月期は2019年1月1日より2020年4月30日は16ヶ月の変則決算となります。

※2 有価証券上場規程2020年2月7日付改正付則第4項の規定により上場廃止に係る猶予期間は2年間となります。猶予期間内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくなった場合又は猶予期間内に新規上場審査基準に準じた基準による審査を申請し、当該基準に適合すると認められた場合には、株式の上場が継続されることとなります。

3. 今後の見通し

顧客ニーズや為替変動などに適応した付加価値の高い「商品開発」、質の高いコンサルティングサービス等を支える「人材育成」、価格競争力を維持するための「効率化」に不断に取り組むとともに、当社の事業と関連の深い住宅市場の縮小、少子高齢化、インターネットの普及と進化、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化などの経営環境とそれに伴う消費者行動の変化に対応すべく、①リアルからバーチャルへの領域拡大、②BtoCからBtoBへの領域拡大、③国内から海外への領域拡大、④所有からシェアへの領域拡大、⑤株式会社ヤマダ電機との提携による領域拡大に取り組んでまいります。特に今期は株式会社ヤマダ電機との提携による家具と家電での住まいのトータル提案による売上拡大に取り組み、業績の回復を図ってまいります。

2021年4月期における通期業績の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響の長期化の懸念から今後の見通しが不透明な状況にあり、現時点では合理的に算出することが困難であることから未定としております。今後、業績予想の開示が可能となった時点で速やかに公表いたします。

以上